

## 会 議 録

会議の名称	那珂川市個人情報保護審査会
開催日時	令和3年3月16日（火）10時00分から12時00分まで
開催場所	市役所2階 第1・第2会議室
公開又は非公開の別	公開
非公開の理由 (非公開の場合のみ)	
出席者	(1) 委員 牟田会長、今泉委員、田中委員、清永委員、高木委員、山崎委員 (2) 市 事務局：浅香係長、平木 説明者：高木係長（地域づくり課）、弘田係長（都市計画課）、檜崎係長（子育て支援課）、岸川、古賀（健康課）、石内係長（新型コロナウイルスワクチン接種推進室）
傍聴人数 (公開の場合のみ)	0人
議題及び審議の内容（下記のとおり）	
<p>議題</p> <p>&lt;収集、例外利用及び外部提供について&gt;</p> <p>① 収集（地域づくり課）</p> <p>説明者から、調書の概要について説明。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>&lt;事業の概要&gt;</p> <p>中ノ島公園第2駐車場内に防犯カメラを設置し、運用することについて、那珂川市個人情報保護条例第3条第3項第7号の規定により本審査会の意見を聴くものである。</p> </div> <p>会 長 ： 委員から質問はないか。</p> <p>委 員 ： 今回設置に至った経緯について伺いたい。</p> <p>説明者 ： 中ノ島公園は夏場非常に多くの方が来訪しており、周辺道路の渋滞というものが長年の課題になっていた。それを解決する方法の一つが第2駐車場の拡張であり、約50台のスペースを拡張する予定。合わせて有料化を行い、駐車場問題の解決を図っていく。有料化を行うと金銭を券売機等で管理していくことになるため、そこに防犯カメラを設置することによって防犯対策を図りたいというところを目的としている。</p> <p>委 員 ： 他の駐車場における設置状況と今後の展望を含めて伺いたい。</p> <p>説明者 ： 現状ほかの駐車場や施設等に防犯カメラの設置はない。今回第二駐車場の有料化目的としているため、そのほかの駐車場については今のところ有料化とする予定はない。今回は有料化をする駐車場のみとなっている。</p> <p>委 員 ： 第2駐車場が一番停める台数が多いのか？</p>	

説明者 : その通り。

委員 : 市ノ瀬パーキングを有料化するというような考えはないのか？

説明者 : 現状市ノ瀬パーキング、四季彩館前駐車場のスペースについては日ごろから地元の方の祭りなどのイベントがあるため、今のところ有料化ということは難しいのではないかと考えている。状況を見ながら今後検討する必要があるが、地元の方に聞いた中では市ノ瀬パーキングを有料化せず、第2駐車場を有料化にしてほしいという声をいただいている。

委員 : 図面上の、隅の方まで映るのか。

説明者 : 2台を矢印の都合もあるが奥の方まで俯瞰して写すようなカタチで2台予定している。

委員 : 福岡市内方面から来訪される方が多いと思うが、通常は無料の駐車場から探すと思うので、まず無料の市ノ瀬パーキング、あるいはその先を目指すと思われる。そこで満車だった場合にやむなくUターンすることになると思うが、離合するところが狭いのではないかという懸念がある。手前にも電光掲示板などで案内をしなければ逆に渋滞するのではないか？

説明者 : ご指摘の通り。利用いただく方はまず市ノ瀬パーキングに駐車し、次に四季彩館前駐車場、そこが満車になれば第2駐車場の方に向かうようになっている。ただ、警察の方からもUターンはその場所ではさせず、先に流してくれということを強く言われているため、Uターンを行うことはその人の責任でUターンしてもらおう。Uターン箇所の説明としてはそのような案内としている。ただ、満車になった場合には中ノ島公園の管理者の警備員を配置しているため、その警備員が満車になった時点で第1駐車場が空いていますというようなアナウンスをしている。

委員 : 警備員は常駐しているのか？

説明者 : 繁忙期だけである。

委員 : 業務委託はカメラの維持管理等技術的なことだけであり、データを扱うわけではないということによいか。

説明 : その通り。

会長 : ほかに質問はないか。

《委員全員了承》

会長 : 承認する。

## ② 例外利用（都市計画課）

説明者から、調書の概要について説明。

### <事業の概要>

那珂川市住宅・建築物耐震改修促進計画及び同計画のアクションプログラムに基づき、昭和56年5月31日以前に建築された家屋の所有者に対する啓発文書を送付するため固定資産税課税台帳の情報を利用する。那珂川市個人情報保護条例第5条第3項第4号の規定により本審査会の意見を聴くものである。

会長 : 委員から質問はないか。

委員 : 3500 に対して 4、0.1%以下、一部補助があり、希望している人が 0.1%ほどしか存在しない。個人情報の保護という観点からするとそのあたりを絞り込んだりするなどの計画はなかったのか？

説明者 : 都市計画課として考えているのはご指摘の通りで、この計画数を行うことでどれだけの方が耐震化を行うのかということを見ると、正直成果が生まれにくいとも考えられる。しかし、国の方針などを踏まえると、近年大地震なども多く発生している中で、古い建物に対して何かしらの対策を自治体として行っていかなければならない。今まではこのような通知はしたことがなく、市としては積極的に、住宅の耐震化に対する支援の周知を図りながら、少しでも安全な街づくりを目指していきたいと考えている。

委員 : 今回初めての試みか？

説明者 : その通り。全体的な周知となると広報誌などに掲載することになるが、対象ではない方もおり、すべてに目を通されない可能性もある。なので、先ほど申し上げた昭和 56 年 5 月 31 日以前の住宅とか家屋を所有している方にピンポイントで送付するという考え方である。全体の建物の棟数からは絞って行わせていただくことで考えている。

委員 : 前回の補助か何かで、那珂川市の商工業者対象のものがあつたと思うが、今回の分は？

説明者 : 住宅に関する耐震改修の補助制度に関しては市内業者に限っていない。理由は耐震化をできる事業者が市内に限られているところにある。技術的なノウハウをもっている事業者に依頼するという前提であれば基本的に補助の対象になるが、市内ではそのような事業に対応できるのは 1 社のみであり、市外の業者でも補助させていただく。

委員 : 今回対象となっているような世代の方は恐らく固定電話を持っていると思うが、電話での追跡はしなくても大丈夫なのか？

説明者 : 基本的に固定資産税の課税データにある連絡先の電話番号と連動はしていない。家屋の所有者が必ずしもご存命などわからない時に、その情報が必ずしもリンクしないというところがあるため、基本的には直接郵送ということで案内を送ることを考えている。ただ出すだけではなく、進捗状況を随時確認をしつつ、さらに啓発、あるいは支援策がどうにかできないかなど担当課としては考えていかなければいけないと思っている。

会長 : 他にないか。それでは、この件について承認してよろしいか。

委員全員 : 承認する。

③ 収集（子育て支援課）

説明者から、調書の概要について説明。

＜事業の概要＞

中央保育所の建替えに伴い、園内に防犯カメラを設置、運用することについて那珂川市個人情報保護条例第3条第3項第7号の規定により本審査会の意見を聴くものである。

会 長 : 委員から質問はないか。

委 員 : 新しく入ってきた方、保護者に対してカメラで撮影していることを案内するようなものはあるのか？

説明者 : 館内に防犯カメラ録画中というような表示を設けようと考えている。

委 員 : 子どもの個人情報が出れてネットに流出したりなどを懸念する保護者の方もいると思うが、撮影拒否などはできないのか？

説明者 : 現在の園にはカメラの設置がないため、保護者の意見を聞くことはできていないが、今回設置するにあたっては保育所の職員とも話をして防犯面のところから設置を考えている。

委員 : 収集したデータの管理をしっかりと行うということか。

説明者 : その通り。

委員 : 防犯で想定していることはあるのか？

説明者 : 想定しているのは外からの侵入など、防犯カメラを設置することで抑止力とすることを考えている。また、外に向けたものと別に、内部の0歳児の部屋にも設置している。理由としては日本で6000人から7000人に1人に発生している乳幼児の突然死症候群に対しての対応のためであり、事故が発生した場合の状況確認も含めてカメラの設置を行っている。

委員 : ここは最後の公立保育所だが、私立についてはカメラは？

説明者 : すべてを確認したわけではないがカメラはついている。

会長 : 0歳児は誰かが常について見ているのか？

説明者 : そこに誰もいないということはなく、必ず職員がいる。昼寝の時など呼吸しているかなどのチェックはしている。

会 長 : 他にないか。

《委員全員了承》

会 長 : 承認する。

⑥ ⑦例外利用・外部提供【報告】（新型コロナウイルスワクチン接種推進室課）

説明者から、調書の概要について説明。

<事業の概要>

新型コロナウイルスワクチン接種対象者に対する接種券等の送付に係る封入、封緘業務委託のため、那珂川市個人情報保護条例第5条第3項第3号の規定により住民基本台帳情報を利用及び提供したことについての報告、及びワクチン接種の予約についてLINEを使用するにあたり対象者を管理するため、条例第5条第3項第4号の規定により本審査会の意見を聴くもの。

会 長 : 委員から質問はないか。

委 員 : 3点ある。1点目はマイナンバーとの紐づけはどうなっているのか？2点目は接種券を郵送し、予約自体はラインで受け付ける、これは電話が繋がらないということは十分にあり得るので非常にいいと思う。しかし、逆にそこまでラインで行うのであれば、接種券を送らずにラインでデジタルデータとして見せるということはできなかったのか？3点目は現在国内で承認をうけているのはファイザーとモデルナとアストラゼネカだと思うが、予約の段階で種類を選べるようになっているのか？

説明者 : 1点目、マイナンバーとの連携の件は、今のところ国の手引きの中では将来的にマイナンバーと紐づけして接種記録を管理していきましようとなっているが、現段階ではマイナンバーと紐づけする必要はない。将来的にマイナンバーとの紐づけが必要となってくるといような状況。2点目のラインに関しては、もちろんデジタルデータで対応したかったが、今回国から全国一律で同じやり方で行うよう言われており、指示通りにやらざるを得ないという状況のため今回紙媒体で対応することになった。近隣の自治体をみるとラインのシステムを入れておらず、電話だけで受付をする自治体もあるため、全国統一で対応しなければいけないことになると紙媒体での対応となってしまうのが現状である。

委員 : 予約に関して指示はない？

説明者 : 予約自体に関しては、紙媒体を使用して電話予約をするなり、あるいは窓口で受け付けるなり、もしくはラインのような他の媒体を活用も可能であるといような指示がある。

この近隣でいくとラインに対応しているのが、春日市や福岡市がラインを活用して予約できる自治体である。話は脱線するが、ラインを導入した経緯についてはコールセンターの時間が決められており、朝の8時30分から19時までとなっているため、例えば仕事をしている方が中々電話できないということもある。ラインについては24時間受付ができるようになっているため、市民の利便性を考えて活用したといような経緯になっている。

3点目のワクチンが選べるかという件だが、現在承認がおりているのがファイザーのみになっている。薬事承認に申請しているのがモデルナとアストラゼネカになっている。現在承認がおりているのがファイザーになっているため、今から受けられる方はファイザーの接種となる。将来的にはこの3つのワクチンが承認さ

れたと仮定した場合に、例えば何月何日はこの会場でこのワクチンを接種できま  
すというようなものを我々が提示をさせていただくため、便宜上選べることがで  
きるようになるという状況は今後出てくることになると思う。

会長 : 接種券の発送だが、これはどの段階まで進んでいるのか。

説明者 : 現在高齢者に対して接種券を送付することについて進めているが、2月25日に那  
珂川市に住民票がある65歳以上の方のデータを取得させていただき、印刷業者に  
渡して印刷をしてもらっている状態。

委員 : 市民から取得したラインのIDはどのように管理しているのか？

説明者 : 那珂川市の公式ラインは防災の担当がメインで情報発信を行っているため、ID  
の取得については防災の担当に確認させていただく。

会 長 : 他にないか。

《委員全員了承》

会 長 : 承認する。

#### ④ 例外利用・外部提供（健康課）

説明者から、調書の概要について説明。

##### <事業の概要>

国保被保険者のうち医療費を占める割合が高く、要支援、要介護に繋がる可能性が高い骨折を防  
ぎ、治療中断者に対し受診勧奨を行うとともにその効果検証を行い、事業評価を実施するため国  
保被保険者マスタ等を利用及び提供することについて、那珂川市個人情報保護条例第3条第3項  
第7号の規定により本審査会の意見を聴くものである。

会長 : 質問はないか。

委員 : どこまでが健康課の業務でどこからが受託者の業務なのか？

説明者 : データ分析と対象者の抽出、対象者に対する保健指導、その後の評価分析を委託  
業者が行う。健康課では抽出された対象者データから、優先順位をつけて各種保  
健指導を実施していく予定である。

委員 : 骨折以外の市民のレセプトデータも業者に渡すことになるのか？

説明者 : そのとおり。すべてのレセプトデータを分析し、過去の骨折の有無、骨粗鬆症の  
治療歴、また、健診データより、生活習慣病の有無や、問診内容等でフレイル等  
の危険因子を加味した上で、保健指導対象者データを抽出してもらう。また、歯  
科治療状況によっては、骨粗鬆症の治療薬が合わない場合があるため、歯科レセ  
プトも提供し、そこに考慮した内容で対象者を抽出する。

会長 : 関係ない対象者のデータは破棄されるのか。

説明者 : 分析が終われば破棄されるが、分析をしてもらうためには全部一旦提供する必要  
がある。分析後のデータの破棄については、契約書への記載を予定している。

委員 : このような事業は他の市町村では行っているのか？

説明者 : 行っている自治体はある。その自治体の実績をみて、ある程度の医療費抑制効果  
が見込まれることが分かったため、本市でも取り組むこととした。

委員 : 那珂川市の男女比はどのような構成か。骨粗鬆症は女性に多く発症する疾患であ

- り、男性は女性と比較すると発症例が少ない。個人情報保護の観点から、最小限必要な情報を出すということであれば、女性だけの情報を提供すればよいのでは。
- 説明者 : 男女比では特に女性が多いというわけではない。骨粗鬆症の大きな傾向としては男女差はあるが、本市での対象者抽出においては、骨折の危険性のある対象者を抽出することを目的としているため、女性だけのデータ提供による分析は考えていない。
- 委員 : データ提供の際に匿名化することはできないのか。また、情報漏えい等について何か対策を考えているか。
- 説明者 : データ提供の際は、セキュリティ便での送付、かつデータには暗号をかけて送付する予定である。また、ISO 取得等のある業者に委託する予定。
- 委員 : 委託する業者は1社だけなのか？
- 説明者 : 今後プロポーザル方式で選定をする予定。
- 委員 : 現在取得している住民健康診断等のデータの活用だけではだめなのか。
- 説明者 : 住民健診データで分かる項目は、血液検査の値や、生活習慣に関する問診等である。骨粗鬆症の診断歴や、歯科治療歴等は住民健診データだけでは分からない。住民健診データにレセプトデータを合わせることで、それらの抽出が可能となる。その紐づけをした上で、より保健指導効果の高い対象者を抽出する。
- 委員 : 特定健診データを別の課題で利用することもあります、ということを受診者に伝えているのか。
- 説明者 : 保健事業に活用する旨は記載している。集団健診では同意もとっている。
- 委員 : 保健指導の対象者は何人ほどか。
- 説明者 : 保健指導を委託するのは15名を予定している。対象者の中には、二次予防、一次予防の対象者がおり、二次予防対象者は、過去に骨折の既往がある者、一次予防は骨折の既往がない者である。過去に骨折の既往がある者は、再度骨折をする危険性が高いため、特に優先順位が高い。二次予防対象者は15名ほど抽出されると想定している。その15名については保健指導を委託し、その他の対象者については、健康課で何かしらの保健指導ができればと考えている。
- 委員 : 対象者を抽出する方法としては、現在提案されている方法しかないのか。それとも健康課にて抽出する方法はないのか。
- 説明者 : レセプト情報や健診データの紐づけより、特に保健指導効果の高い対象者を抽出することは健康課においてはできない。現在想定している業者の特徴として、歯科のレセプトデータの情報を紐づけることで対象者を抽出する等の技術を持っており、そのような技術の活用により、より効果的な対象者の抽出が可能になると考えている。
- 委員 : 医師会等との連携により対象者の抽出はできないのか。
- 説明者 : 医療機関と市で患者さんの情報を直接やり取りすることは現時点では難しい。複数の医療機関にかかっている場合もあるため、病院から医療費請求の際にあがってくる複数のレセプトデータを突合せることが必要になってくる。
- 委員 : 個人情報保護審査会としては、個人情報を漏らさずに、最大限の効果をというこ

とであれば、委託せずに自前で分析するほうがよいのではないかと感じる。将来的にはデータに基づいて行ったほうが良いとは思いますが、いきなりそこを目指す前に、原始的なやり方でどれくらいできるのか見たうえで、今後業者委託という形でもいいかなと思う。

説明者 : 現在、骨粗鬆症検診を行っており、受診の啓発もしているが受診される方は非常に少ない。過去にも様々な啓発事業行ってきたが、今後の効果的な保健事業を考えた場合に、多くの方への啓発を行っていくよりも、よりリスクが高い方にピンポイントで指導をする方が医療費の抑制効果が高いと考えている。現在、その他にも重症化予防事業や特定保健指導事業等行っているが、限られた人員でこれらの保健指導を行っていくためには、優先順位をつけ、より効果的な層に対して保健指導を行っていくことが必要であると考えている。

会長 : 健康課ですら把握できない対象者を、業者によるデータ精査、なおかつその業者に受診勧奨してもらうためだけに全被保険者のデータを提供しなければいけないほど大げさなものなのか。このやり方は個人情報の取り扱いとして不適當というように考えられる。

説明者 : 健康課で技術的に対象者を出すことが難しいため、今回委託を考えている。

会長 : 時間がきたので、この件については承認しないということによいか。

事務局 : 今回の問題点は、渡すデータの対象者と項目が多いという点か。

委員 : 項目は多い。住所、氏名、生年月日、とは比べ物にならない。病歴などは個人個人にとって難しい情報だと思う。全国的にどこもこれをやっているという扱いであればやむを得ないかと思うが。

説明者 : データヘルス計画というものがあり、その計画に関しては国から作成が決められている。被保険者のレセプトデータや健診データなどを活用して効果的な対象者を抽出することで、データに基づいた保健事業を行っていくというものである。その計画に基づき、毎年個別保健事業実施計画を立てているが、実施計画の一つとして骨粗鬆症予防を行っていくこととしている。全自治体が行っているわけではないが、自治体毎でレセプトデータ、健診データ、医療費等から課題を抽出し、医療費抑制につながる保健事業を行うことが国の流れである。那珂川市の問題として、骨折が高額レセプトとして挙がってきており、一人当たりの医療費が非常に高くなっていることが分かっているため、今回本事業に取り組むこととしている。

会長 : とはいえ今回はそれをやるために莫大な個人データを業者に提供することはリスクが高い考えるため、今回の件については渡すデータが限定的になるような方法でもう少し考え直していただかないといけない。



<収集、例外利用及び外部提供について>

⑤ 例外利用・外部提供（健康課）

説明者から、調書の概要について説明。

<事業の概要>

特定健診の結果から、紹介状が発行された者に対し受託者による個別訪問を行い、医療機関への受診勧奨等を行うため、住民基本台帳情報等を提供することについて、那珂川市個人情報保護条例第5条第3項第4号の規定により本審査会の意見を聴くものである。

会長 : 質問はないか？

会長 : 今回はどのような点がこれまでのやり方と違うのか？

説明者 : これまでの健康課で行っていたものとやり方は同じ。受診率が増加することによって受診者が増えて、対象者も増加してきているということで、受診率が増加した分、今まで行ってきた対象者が増加した分を委託でお願いしようとするのである。内容的には健康課が行っている内容と同一になる。

会長 : 紹介状を渡せなかった受診者に対して業者に依頼し、個別訪問してもらって紹介状を渡して、ということか？

説明者 : その通り。

会長 : 他にないか。

《委員全員了承》

会長 : 承認する。